

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年六月二十日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭郡久世町大字惣一六四番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市南区京橋町二番二二号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

(2) 名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 稲井 範行

(3) 名称 有限会社家具のサダカタ

住所 真庭郡久世町大字惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 健二

(4) 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号

代表者の氏名 代表取締役社長 二宮 洋

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後八時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分

(変更後)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後九時

(株式会社イズミ及び有限会社フローリストみつおかに限る。ただし、株式会社タカラブネ、株式会社大手門、株式会社アンデルセンベーカリーパートナーズ、株式会社メガネ金楊堂、有限会社高井文研堂、山陽映画株式会社、有限会社金泉園、有限会社マルタ開発及び株式会社福山フジカラーは、年間四十日間に限り午後九時とする。)

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分

- 4 変更年月日
平成十五年七月一日
- 二 届出年月日
平成十五年六月十七日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間
平成十五年六月二十日から平成十五年十月二十日まで
 - 2 縦覧の場所
岡山県商工労働部経営支援課及び真庭地方振興局総務振興部総務振興課